

令和8年度 佐久市保育士修学資金奨学生募集要項

佐久市では、経済的理由により修学が困難でありながらも、保育士を目指し、大学等に進学・在学している学生を対象に保育士修学資金^{※1}を貸与し支援します。

この修学資金制度は、卒業後一定期間、佐久市内に居住し、指定保育施設等へ保育士として勤務した場合、貸与を受けた修学資金の償還を全額免除することができます。

ただし、市外に引っ越した場合、転職・離職等で免除の要件が満たせなくなった場合は、全額償還していただきます。

なお、今回の募集は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、令和8年度当初予算案に係る佐久市議会の議決がなされた場合に効力を生ずるものとします。そのため、本募集要項の内容に変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【目 次】	ページ
1 保育士修学資金の対象者	1
2 貸与金額・貸与期間・利子	//
3 貸与の要件	//
4-1 償還について	2
-2 償還免除について	3
5-1 提出書類等（申込をする時）	4
-2 提出書類等（奨学生として採用された時）	//
-3 提出書類等（就職後の提出書類）	//
-4 連帯保証人について	//
6 注意していただきたい点	5
7 申込受付期限と問い合わせ先	//
8 保育士修学資金利用の流れ	6

この要項の用語の意味

※1…保育士修学資金=奨学金制度、※2…償還=返済、※3…要件=条件、※4…指定保育士養成施設=都道府県から指定を受け保育士を専門的に養成する学部学科を設置する学校等。※5…無利子=償還が遅延した場合、年利14.6%の延滞利息が発生することがあります。※6…正規の修業年限で貸与できる上限額

1 保育士修学資金の対象者

- (1) 児童福祉法（第18条の6第1号）が規定する、「指定保育士養成施設」^{※4}として都道府県から指定を受けた「大学・短期大学・専門学校（専修学校の専門課程）等」に進学、在学中の学生を対象とします（通信制及び通信教育は除きます。）。
- (2) 応募の要件は、下記「3 貸与の要件」全てにあてはまる方です。
- (3) 提出書類に基づき、奨学資金選考委員会が対象者の審査を行い、奨学生を選考します。

2 貸与期間・利子・貸与金額

- (1) 貸与期間は、その学校の正規の修業期間以内
例）4年制大学…4年間、短期大学…2年間
- (2) 金利は原則、無利子^{※5}
- (3) 月々の貸与額、貸与限度額は以下のとおりです。

国・公・私 種 別	国公立 貸与月額 3万円以内	私立 貸与月額 4万円以内	備考
大学（4年制）	144万円 ^{※6}	192万円 ^{※6}	
短期大学（2年制）	72万円 ^{※6}	96万円 ^{※6}	
専門学校	72万円 ^{※6}	96万円 ^{※6}	2年制の場合

3 貸与の要件…全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 住所等の要件…①又は②のいずれかに該当する方
①佐久市在住の学生（住民登録があること。）
②佐久市出身の学生（保護者等が佐久市在住であること。）
- (2) 学業に優れた方…①～③のいずれかに該当する方
①高等学校在学中の全履修科目の学習成績に係る評定の平均値が原則3.5以上
②高等学校卒業程度認定試験の合格証明で成績の平均がB判定以上
③大学等在学時の学習成績評定で、一定程度の成績を修めていること。
- (3) 資質に優れ、健康な方
①資質の確認は、卒業校又は在学校からの推薦調書を基に総合的に判断します。
②健康要件は、健康診断書により判断します。
(1年以内の診断結果であれば、学校の定期健康診断結果も可とします。)

3 貸与の要件（続き）…全ての要件を満たす必要があります。

（4）経済的理由により修学困難と認められること。

（生計維持者（※1）の住民税課税標準額（※2）に6%を乗じた値が、概ね20万円未満であることが目安となります）。

※1 学費や生活費を負担する人を指し、父母がこれに当たります。

※2 住民税課税標準額は、市民税・県民税の決定通知書または納税通知書に記載されています。また、市役所 税務課市民税係の窓口にて、確認することも可能です（本人確認をするため、マイナンバーカード等を持参してください。）

（5）（独）日本学生支援機構等の団体の貸与型奨学金制度を利用していないこと。

両方に申込はできますが、貸与実行までにいずれかの制度を選択してください。

なお、二重利用が判明した場合には、速やかに全額を返還していただきます。

（6）授業料が全額免除されていないこと。

文部科学省が令和2年度から実施している、「高等教育就学支援新制度」を利用する場合は、申込時に御相談ください。

（7）親権者に市税等の滞納がないこと。

4-1 償還について

（1）償還の期間と方法

この保育士修学資金は、進学先を卒業後、6か月後から正規の修学期間の2倍以内に以下の方法で、全額を償還していただきます。

① 一括	(一回全額払)	全額を一括で償還する場合
② 年賦	(年払)	毎年1回ずつ償還する場合
③ 半年賦	(半年払)	半年に1回ずつ償還する場合
④ 月賦	(月払)	毎月償還する場合
(③・④は償還を始めた時期は少額とし、年々額を増額する方法も選択できます。)		

（保育士修学資金を2年間利用し、償還する場合のモデルケース）

令和8年4月に短期大学に入学、2年間保育士修学資金を利用（96万円）した場合

→令和14年9月までに全額を償還していただきます。

R8 4月		R10 3月		R10 4月		R10 10月		償還期間	R14 9月
入学	在学	卒業		就職	猶予	償還開始	(月賦・半年賦・年賦・一括)により 償還	償還完了	
← 2年間 →			← 6ヶ月 →		基準月	← 4年間 →			

4-2 償還免除について

(1) 免除制度について

この保育士修学資金は卒業後6か月以内に、以下の要件を満たした場合に、貸与した修学資金の償還を全額免除することができます。

(免除要件)

① 勤務先	佐久市が指定する佐久市内の特定教育・保育施設に勤務 ○公立・私立は不問 ○幼稚園に勤務する場合は、保育士として勤務していること。
② 期間	保育士養成施設に修学し、保育士修学資金制度を利用した期間の2倍の期間 (例) 短期大学は4年間
③ 勤務要件	常勤又はこれに準ずる勤務形態の保育士(年間を通じ、6時間以上保育士として勤務する日が毎月20日以上ある勤務形態の雇用契約)
④ 居住要件	佐久市内に居住
⑤ 提出書類	免除期間(②に表示している期間)は毎年、勤務先が発行する「就業証明書」と「市税の納税証明書」を提出

(2) 免除制度に該当しない事例等

この保育士修学資金の免除制度が利用できない事例は以下のとおりです。

(注意事項1) 免除制度が利用できない事例

① 卒業後、市外に居住している。
② 卒業後、市内に居住しているが、保育士以外の職業に就いた、指定施設以外の保育施設へ就職した。

(注意事項2) 免除制度の適用から外れる事例

① 卒業後免除の認定を受けたが、市外に引っ越した。
② 卒業後免除の認定を受け、市内に居住しているものの、保育士以外の職業に転職した。
③ 卒業後免除の認定を受け、市内に居住しているものの、市の指定する以外の保育施設へ転職した等。

5-1 提出書類等（新規申込）

- (1) 令和8年度 佐久市保育士修学資金貸与希望届
- (2) 佐久市奨学生申請書（保育士修学資金）
申請書には、選考の際に必要となる世帯の住民票情報、親権者の所得及び資産情報並びに市税等の納入状況を確認するため、個人番号と同意書の記入が必要です。
- (3) 奨学生推薦調書
最終学歴の卒業校からの推薦書（大学等2年次からの申請の場合は、在学校が作成）
- (4) 健康診断書
(学校の定期健康診断結果を提出する場合は1年以内の結果に学校長等の証明があるもの)
- (5) 在学証明書（令和8年4月1日以降のもの）
申請に間に合わない場合は、合格通知書を仮提出し、在学証明書を取得後、再提出してください。
- (6) 成績証明書類

申請時	成績証明書の種類
入学時	高等学校等での最終学年の3学期までの全履修科目の学習成績が反映された成績証明書
2年次以降	高等学校等での最終学年の3学期までの全履修科目の学習成績が反映された成績証明書・大学等における入学から現在までの成績が反映された成績証明書

※専門学校・短大・大学に入学・在学している方で高等学校を卒業しなかった場合の成績証明書は高等学校卒業程度認定試験の合格証明書の写しとなります。

5-2 提出書類等（奨学生として採用された時）

- (1) 誓約書（連帯保証人2名が連署し、実印押印）
- (2) 連帯保証人2名の印鑑登録証明書
- (3) 口座振込申込書（本人名義の口座に限る。）
- (4) 奨学生台帳

5-3 提出書類等（卒業・就職後の提出書類）

- (1) 奨学生借用証書（保育士修学資金）・連帯保証人2名の印鑑登録証明書・償還計画書
- (2) 奨学生償還免除届（償還免除制度を利用したい場合に限る。）
- (3) 保育士証明書及び就業証明書（償還免除制度を利用したい場合に限る。）
- (4) その他償還に関する書類

5-4 連帯保証人について

この保育士修学資金の制度は、親権者（保護者）と以下の要件に該当する方1名を必ず選任する必要があります。

- (1) 原則として、佐久市内居住の方
- (2) 相当の資力がある方
- (3) 奨学生・奨学生の親権者（保護者）と生計が別である方

6 注意していただきたい点

(1) 佐久市保育士修学資金は、学生保護（多重債務回避）の観点から、他の貸与型奨学金制度と併用貸与（二重貸付）を認めていません。

日本学生支援機構等から奨学金の貸与が決定した場合には、その旨を直ちに佐久市教育委員会 学校教育課へ御相談ください。また、併用貸与（二重貸付）が判明した場合は、速やかに貸与額全額を一括返還していただきます。

(2) 保育士修学資金奨学生として採用された方には、決定通知書をお送りします。

その後、必要書類の未提出、適切な連帯保証人が未選任の場合は、採用を取消します。

(3) 保育士修学資金の貸与を停止する事例は次のとおりです。

① 休学、停学、転学	復学後、貸与を再開します。
② 退学	貸与された資金は速やかに全額返還していただきます。
③ 貸与辞退	貸与された資金は速やかに返還していただきます。
④ 授業料の全額免除	ただし、在学中は返還を猶予することもできます。

(4) 卒業後は、償還等の手続が必要ですが、大学・大学院に進学した場合は在学期間に限り、償還を猶予することができます。

(5) 就職後に、出産・育児に伴う休業・疾病・負傷等で償還が困難である場合は、償還を猶予することができます（猶予期間の上限があります）。

7 申込受付期限及び問い合わせ先

【受付期限】 令和8年4月30日（木）午後5時15分まで【厳守】

【申込先】 佐久市中込3056番地（佐久市役所南棟3階）

佐久市教育委員会事務局 学校教育課 総務係

【申込方法】 申請書類は窓口へ御持参ください。

【問合せ先】 佐久市役所 子育て支援課 保育係

電話 0267-62-3149

佐久市教育委員会事務局 学校教育課 総務係

電話 0267-62-3478

佐久市保育士修学資金制度の流れ

想定モデル

R8.3に高校を卒業し、R8.4に私立短期大学へ進学

R8.4 申込 ○保育士修学資金の新規申込（1年生） 申込期限R8年4月30日（木）
(18歳)

R8.5 審査 ○奨学資金選考委員会の審査

R8.6 貸付 ○R6年度前期貸付（予定）

R8.9 貸付 ○R6年度後期貸付（予定）

R9.4 進級 ○保育士修学資金の継続申込（2年生）
(20歳)

R10.3 卒業 ○保育士資格を取得し、卒業
(21歳)

R10.4 就職

市内居住・市指定保育等施設へ
保育士として勤務

市外居住・保育士以外の職業に
就職・市指定保育等施設に就職

6
か
月

猶予期間（R10.4～9 6か月間）／関係書類提出

R10.10

免除制度・償還期間の基準月

4
年
間

免除開始

市内居住
保育士として指
定の保育施設等
に継続勤務

償還開始
一括・分割（月・半年・年）

市外転出・転職等→免除は取
消・翌月から全額償還開始
(期限はR14.9)

R14.9 債還期限
(24歳)

全額償還

全額免除